

南丹市小規模企業支援事業補助金について

市内の小規模企業者の経営安定のため、対象融資制度の利子補給と京都信用保証協会の信用保証料の助成を行います。

●対象融資制度

番号	融資制度名	限度額 (万円)
1	㈱日本政策金融公庫の経営改善貸付制度	2,000
2	京都府の小規模企業おうえん資金(ベース枠)	2,000
3	京都府の小規模企業おうえん資金(ステップアップ枠)	2,000
4	京都府のあんしん借換資金(セーフティネット枠・緊急枠)	8,000
5	㈱日本政策金融公庫の新規開業資金	4,800
6	㈱日本政策金融公庫の女性・若者／シニア起業家資金	4,800
7	㈱日本政策金融公庫の事業承継支援資金	4,800
8	京都府の開業・経営承継支援融資	8,000

●**対象者** 常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者にあっては5人)以下の法人または個人で、次の①②③全てを満たす方

- ①市内に主たる事業所を有する方
- ②市税を完納している方
- ③南丹市商工会の会員

●**利子補給額** 平成28年1月1日から平成30年12月31日までに新規に借り入れた対象の各融資の平成30年1月1日から12月31日までに支払った利子額(延滞などに係る利子は除く)の2分の1以内で、千円未満切捨てとし、表「1から4」のみの場合、上限5万円とし、表「5から8」の場合上限10万円とする。ただし、対象融資制度「1から4」と「5から8」の制度と併せて受ける場合については、上限10万円とする。(例：1と5など)

●**保証料助成** 平成30年1月1日から12月31日の間に、新たに借り入れた対象の各融資に対して、初回に支払った保証料の2分の1以内(千円未満は切り捨て、上限5万円)

●**申請方法** 平成31年1月7日(月)～24日(木)の間に、南丹市商工会に申請してください。申請用紙は商工会本所および各支所に備え付けています。

●申請書類

- ①南丹市小規模企業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②添付書類：(1)申請者の住民票の写し(法人にあっては登記簿謄本の写し)、(2)市税を完納していることを証する書類、(3)金融機関の発行する支払額明細書、(4)利子および保証料の支払いを証する書類またはその写し

※平成28年度および平成29年度に申請された方は、次の一部の書類を省略できます。

ア)住所、氏名、(名称)に変更がない方は(1)の書類を省略できます。

イ)平成29年以前に補助を受けた融資について引き続き利子補給を受けられる方は(3)の書類を省略できます。

※金融機関が発行する平成30年中の支払利息証明書等は有料です。

〒南丹市商工会

☎(0771)42-5380

各支所 園部(0771)62-0766

日吉(0771)72-0224

美山(0771)75-0021

寄附禁止のルールを守って 明るい選挙の実現を

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事が多いシーズンです。そこでこの機会に、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)をご理解いただき、寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家の名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

●政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類

《裏面につづく》